

豊前市公告第56号

市有財産（自動車）の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和5年10月20日

豊前市長 後藤元秀

記

第1 入札に付する物件

物件番号	財産名称	型式	初度登録 年月	車検 満了日	予定価格 (税込)	入札保証金
01	ニッサン 消防車	M-PF22改	昭和61年 12月	令和5年 1月7日	50,000円	5,000円

備考 予定価格とは、あらかじめ豊前市が定めた最低売却価格（以下、「最低売却価格」という。）をいう。

第2 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号の規定に該当しない者であること。
- 2 豊前市が定めるガイドライン（以下「当市ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、順守することができる者であること。
- 3 市有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること
- 4 第3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込を行った者であること。

第3 入札参加申込の方法

- 1 入札参加希望者は、令和5年11月7日（火）午後2時までにあらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「市有財産売却システム」という。）により参加の仮申込の手続きを行うこと。
- 2 入札参加希望者は、1に定める仮申込手続きを完了した後、令和5年11月14日（火）午後4時まで（郵送による場合は令和5年11月14日（火）消印有効）に所定の申込書等により豊前市財務課管財係に、一般競争入札への参加を申込むこと。

なお、入札にあたっては入札保証金を納付しなければならない。

(1) 申込書等を郵送する場合

- ① 送付先

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 豊前市財務課管財係

② 郵送方法

配達記録郵便又は簡易書留に限る。

(2) 申込書等を持参する場合

① 受付場所

豊前市財務課管財係

② 受付時間等

開庁日の午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受付しない。）

3 期限までに仮申込の手続きを完了しなかった者及び申込書等を提出しなかった者は、この入札に参加することができない。

第4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

福岡県豊前市大字吉木955番地

豊前市役所財務課管財係 電話0979-82-1120

第5 現地見学会（車両見学会）を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
01	令和5年10月26日（木）から 令和5年11月2日（木）までの 午前10時から午前11時30分と 午後2時から午後4時の間	福岡県豊前市大字吉木955番地 豊前市役所 車庫

第6 入札の場所及び期間

1 場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する市有財産売却システム上

2 入札期間

令和5年11月21日（火）午後1時から令和5年11月28日（火）午後1時まで

第7 開札の日時及び場所

開札は、入札を行った場所において、入札の終了後直ちに行う。

第8 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。
入札価格は消費税税込みの金額です。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

第9 入札保証金

- 1 入札に参加しようとする者は、豊前市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- 2 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。
- 3 2に定める契約保証金の充当を落札者が申し出なかった場合は、落札者は豊前市が定める期日までに契約金額の1割以上の契約保証金を豊前市が発行する納付書により別途納付しなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者は、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。(申請により契約保証金に充当する場合を除く)

第10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 虚偽の申請を行った者のした入札

第11 落札者の決定方法

入札期間終了後、豊前市は開札を行い、売却区分（市有財産売却の財産の出品区分）ごとに、市有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

第12 契約書の作成の要否等

1 契約の締結期限

契約の相手方は、令和5年12月6日（水）午後5時までに契約を締結しなければならない。

2 契約書の作成の要否

要します。

3 契約保証金

契約の相手方は、豊前市が定めた契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。

4 売買代金の支払方法

契約の相手方は、契約締結後、令和5年12月12日（火）午後2時までに豊前市が指定する銀行口座に振り込みにより売買代金を完納しなければならない。

第13 所有権の移転及び名義変更

(1) 売り払い物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転する。

(2) 売り払い物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は、落札者の負担とする。

(3) 落札された自動車は、引渡し後に落札者において車検等の名義変更等を行い、手続き完了後、

速やかに車検証の写しを豊前市に送付すること。

- (4) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (5) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (6) 引渡し後、売払物件に記載された市名及び市章を落札者の責任において、必ず判別できないように処理を行い使用しなければならない。

第14 その他

1 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 名称 豊前市財務課管財係
- (2) 所在地 福岡県豊前市大字吉木955番地
- (3) 郵便番号 828-8501
- (4) 電話番号 0979-82-1120